

第九十四回国会 衆議院 科学技術委員会 議録 第六号

昭和五十六年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 中村 弘海君

理事 小沢 一郎君

理事 塚原 俊平君

理事 草野 威君

理事 伊藤宗一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 村上 勇君

理事 齋藤 邦吉君

理事 齋藤 邦吉君

理事 前田 正男君

理事 与謝野 馨君

理事 和田 一仁君

理事 瀬崎 博義君

理事 曾根原幸雄君

理事 下邨 昭三君

理事 園山 重道君

理事 宮本 二郎君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

理事 曾根原幸雄君

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中川国務大臣 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

国土が狭く資源に乏しいわが国が、今後とも経済の安定成長と国民生活の向上を図っていくためには、積極的に技術革新を促進し、科学技術立国を目指すことが不可欠であります。

これまでわが国は、主として、海外からの技術導入とその改良、発展により、技術力の向上を図り、世界にも例を見ないほどの経済的発展を遂げてまいりました。しかしながら、世界的に技術革新が停滞し、技術導入も困難になりつつある今日、わが国としては、従来の導入技術依存型の体質からの脱却を図り、みずからの力で技術革新の一層の展開を図ることが必要となつてきております。

このためには、革新技術の源泉となる科学技術の芽ともいふべきものの探索に努めることが重要であり、内閣総理大臣の諮問機関である科学技術会議の結論をも踏まえ、産、官、学の優秀な研究者を結集し、卓越した指導者の指導のもとにその創造性を遺憾なく発揮させる流動研究システムを創設して、この研究を積極的に進めようとする。

政府としては、その推進母体として、内外の革新技術に関する研究動向等に精通し、産、官、学を有機的に連携させる機関として適当と考えられる新技術開発事業団を活用することとし、所要の措置を定めることを内容とする新技術開発事業団法の一部を改正する法律案を今国会に提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を述べさせていただきます。

第一に、新技術開発事業団の目的及び業務に、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及びその成果の普及を行うことを加えることとするものであります。

第二に、新技術開発事業団に設置されている開発審議会への付議事項として、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針の決定などを加えるとともに、同審議会の委員数の拡大を図ることとするものであります。

第三に、基礎的研究は、研究主題ごとに、実施期間を設定し、新たに雇用される研究者により行うこととするともに、研究を指揮する者として総括責任者を指定し、その指揮下の研究者の雇用に関しては総括責任者の意見を尊重しなければならないこととするものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中村委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。

○与謝野委員 まず、大臣に一般的なことから伺いたいわけでございます。

わが国における科学技術振興は、非常に力を入れてやってきたわけでございますが、その現状、それからわが国の科学技術開発あるいは科学技術行政を推進される上で、当面大臣がお考えになつております課題あるいは問題点、あるいは今後一九八〇年代にわが国の国力の基礎ともなるべき科学技術を振興するために、どういう基本的なお考えを大臣がお持ちか、その点について、まず伺いたいと思っております。

○中川国務大臣 まず、わが国の科学技術の状況について申し上げますが、研究投資について見ますと、昭和五十四年度は四兆八千億円で、米国の九兆九千六百億円で、ソ連の六兆一千五百億円で次ぐとともに、全世界の研究開発費約三十五兆円の約一割となつております。

また、研究者数については、昭和五十四年四月一日現在約二十八万人で、国民一人当たりの研究者数は二十四人となつており、これも米国の二十七人、ソ連の三十九人、この三十九人には人文、社会系研究者も含んでおりますが、これらに次いで三番目となつております。この数もまた、全世界研究者数約三百万人の約一割となつております。しかし、わが国の研究投資額は、対国民所得比について見ますと、五十四年度は二・二九％となつており、西ドイツの二・六四％、米国の二・四八％に比べ依然低い水準にありまして、これを何とか国際水準の二・五％、長期的には三％ぐらいに持っていきたいと思つておるのが第一番目でございます。

二番目に、わが国の過去の科学技術の研究開発は、高度経済成長期にあつて民間の研究活動に多くを期待しておるといふよりも依存してきた感じがございます。現在でも、わが国の研究投資の約七割は民間負担となつており、欧米先進諸国は約五割となつておるのに比べて、非常に低くおられるところでございます。今後の安定成長経済下で、民間の研究投資が従来ほど伸びるということをお待ちすることはむずかしい時代となつてまいりましたので、政府の研究投資拡大に一層の努力をして

本日の会議に付した案件

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

(内閣提出第五〇号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。中川国務大臣。

いきたいというのが第二番目でございます。

また、国際的に新しい技術革新を目指して競争が激化しております現在、革新技術のシーズ、いまお願いしております事業団法の改正によって、シーズの開拓を目指す創造的、先導的な分野における研究開発を積極的に進めることに重点を置きたい、こういう現状認識と今後の考え方について申し上げた次第でございます。

なお、先ほど、わが国の研究投資が四兆八千億と申しましたのは、四兆八百億円の誤りでございますので訂正いたします。

○与謝野委員 従来から科学技術会議という大変りっぱな組織がございましたが、われわれから見えておりますと、科学技術会議というのは一体何をやっていくのかよくわからない。それから、総合調整機能も持っているはずなんだけれども、なかなか発揮できないという現状であったわけでございますが、やはり科学技術に関する各分野の最高の方にお集まりいただき、また、なおかつ総合調整機能も果たしていくという必要があると私は思うわけでございますが、総合調整機能等の強化策ということをお考えか、お伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 科学技術会議は、わが国の科学技術の基本方針を策定するとともに、総合調整機能を持っておるわけでございますが、御指摘のように、若干有名無実になっておるのではないかと申し上げましたように、今後科学技術の振興ということ、国策の重点として進めなければならぬという点でもございましたので、ことしの予算編成期に当たりまして、総合調整費として三十三億円を計上し、科学技術会議が中心となって調整機能を発揮する芽にいたしたい、こういうことで、今後は三十三億円では少ないので、将来にわたってはもっと額をふやして、実質的な調整機能を果たしていきたい、こういうことで発足をさせたところでございます。

○与謝野委員 日本人が発明したものであるのは

実は非常に少ないわけでございます。あるいは発見も非常に少ない。日本人が本当に独自でつくり上げたものは、浪花節とかつおぶししかないという冗談もあるくらいでございます。一九八〇年代、国際競争が激化する中で、科学技術の振興が日本の当面する最も大きな課題の一つになっていくわけでございます。今般、先ほど趣旨の説明がなされた法改正による制度は、今後の科学技術振興の制度上、どういう位置づけになっているのか、またどういうふうな今後発展させていくべきと大臣はお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 わが国が発明し、発見した革新的技術は全くないというわけでもありませんが、非常に多くおられておつて、どちらかというと外国の技術の改良型、吸収型あるいは模倣型というのですか、いずれにしても外国の技術に依存しております。自動車なども、発展はいたしておりますが、どちらかというところ、基礎的なものは外国に依存するところが多いというところでございますが、先ほども申し上げたように、諸外国も非常に敵しくなつて、そう簡単に技術はくれませんし、それから新しい技術もかなり金をかけないでできないむずかしい時代にもなつてまいりました。また、外国から技術をいただくにしても、わが国からも差し上げないと、ただけにない。こういっただけでもその情勢から、わが国でも基礎的な創造的科学的シーズを発明、発見し、そしてこの国際情勢に対応して、わが国みずからも生き抜いていかなければならぬと同時に、国際的な責任も果たしていかなければならない。こういう意味から、今度の創造科学の研究を流動研究、いままでのように産、官、学がばらばらではいけない、一体となってチームをつくって指導者、責任者を決めて、一定の期間、一定の金額によって発展をしていきたい、こういう方針でこの国会に法案の提案をお願いし、予算を計上した次第でございます。

○与謝野委員 いま大臣がお話しくださりましたように、自動車等も実は基礎的な部分あるいは原

理的な部分は全部外国から持ってきているということは大変残念なことでございますけれども、現実であるわけでありまして、世界的に見て、わが国の科学技術の水準は一体どのレベルにあるのか、どういう点が問題なのかということをお伺いしたいと思つて、特に自動車のような、部品が五千万とか一千万のものではなくて日本もできますが、飛行機クラスの、部品が十萬単位のものになりますと、なかなかうまくいかない。ロケット、宇宙関係の、部品の数にして百万というふうな単位になりますと、これまた大変苦手だというふうには思つておるわけですが、どのレベルにあるのか、どういふ点が科学技術庁としてお考えの問題点なのか。また、それに対してどういふような対応をしていくべきなのかということについてお伺いしたいと思います。

○園山政府委員 お答えいたします。まず、わが国の科学技術の水準がどういふところにあるかという御質問でございますけれども、技術水準といふものはなかなかむずかしい問題でございますけれども、統計上にあらわれられた数字等を使ひまして若干御説明させていただきます。

御指摘のように、ある種の分野におきましては相当な水準を持つておるわけでございますけれども、私ども、一般的な水準を考へますために、特許の登録件数でございますとか、あるいは技術貿易の額、それから技術集約製品の輸出額といったようなものを指標といたしまして、技術水準というものを試算してみた数字がございます。これによりまして、一九七〇年代後半といたしまして見ますと、アメリカの二〇〇に対して日本は五〇、西ドイツが五六、フランス三八、イギリス二六というふうな数字が出ております。これが十年前、一九六〇年代の後半でございますと、アメリカの一〇〇に対して二二程度でございましたので、十年間で五〇まで上がったという感じになるわけでございます。さらに、この一般的な技術水準をあらわしますものに対して、研究投資額であり

ますとか研究者数、それから技術輸出額あるいは国外特許の取得件数といったようなものを加へまして、いわば技術開発力水準といったようなものにいたしますと、これはアメリカ一〇〇に対してまだ三五というふうな若干開きがある。これらの数字、いずれも一つの試算でございますが、国全体の人口その他の差というものももちろんあるわけでございますから、必ずしもこれで明確に水準が示されたというわけではないかと思つて、けれども、一つの試算といたしまして、現在まあ大体アメリカ一〇〇に対して五〇というふうなところにあるかというのが、統計上であつた数字を扱いましたところの水準でございます。

内容といたしまして、先生御指摘のように、いろいろ貿易摩擦等起こしておりますような自動車でありましてテレビでありますとか、こういったいわゆる大量生産、大量消費につながるものにつきましては、日本の生産技術というのが非常に高いレベルにございまして、特に信頼性管理というところは日本のお家芸と言われるようなところまでなつてきております。しかし、御指摘のように航空機でありまして宇宙関係でありまして、非常に最先端のものにつきましてはまだ弱い、相当重要部品等やはり輸入しなければなりません。これは技術のポテンシャルももちろんございまして、この点は日本の国内だけでこういった需要を創出するというのもなかなか困難なものでございまして、今後国際協力とかいふような立場でいろいろ努力をしていかなければならぬ。しかし、やはり国際協力、ある種の水平分業というふうな形でやるにいたしまして、日本の得意とする分野を持つておらなければいけませんので、この点について、やはり基礎から応用開発まで一貫した自主技術の確立というのが今後の重要な課題ではないか、このように考えておるわけでございまして、

○与謝野委員 そこで、次にお伺いしたいのは、

いろいろな新しい分野の技術あるいは革新技術とも
も言われるもの、こういうものが芽が出てきたもの
のあるいは将来有望なもの、その芽生えを感じて
おられるような分野は、先進国に比べてわが国で
どのぐらにあるのか。あるいは、もし少ないとす
れば、今後どういうふうな物を考え、物を進めて
いく必要があるのか、その点についてお伺いした
いと思ひます。

○宮本(二)政府委員 たいだいま計画局長お答え申
上げましたように、わが国の技術は、いわば企
業を初めとしたしまして組織的な体制で研究を
開発をしていくような、そういう組み合わせ技術、
生産技術、こういう点では著しい競争力を持つて
いるのでございますが、やはり一番基本となるオ
リジナルな技術につきましては、従来は海外から
の技術導入に頼りまして、これを発展させまして
効率的にやってきましたが、これを発展させまして
おきましてそういうシーズというふうなものを、
みずからやはりオリジナリティのあるものを育ててい
く必要があるのか、このように考えておるわけで
ございます。

○宮本(一)政府委員 たいだいま計画局長お答え申
上げましたように、わが国の技術は、いわば企
業を初めとしたしまして組織的な体制で研究を
開発をしていくような、そういう組み合わせ技術、
生産技術、こういう点では著しい競争力を持つて
いるのでございますが、やはり一番基本となるオ
リジナルな技術につきましては、従来は海外から
の技術導入に頼りまして、これを発展させまして
効率的にやってきましたが、これを発展させまして
おきましてそういうシーズというふうなものを、
みずからやはりオリジナリティのあるものを育ててい
く必要があるのか、このように考えておるわけで
ございます。

○宮本(一)政府委員 たいだいま計画局長お答え申
上げましたように、わが国の技術は、いわば企
業を初めとしたしまして組織的な体制で研究を
開発をしていくような、そういう組み合わせ技術、
生産技術、こういう点では著しい競争力を持つて
いるのでございますが、やはり一番基本となるオ
リジナルな技術につきましては、従来は海外から
の技術導入に頼りまして、これを発展させまして
効率的にやってきましたが、これを発展させまして
おきましてそういうシーズというふうなものを、
みずからやはりオリジナリティのあるものを育ててい
く必要があるのか、このように考えておるわけで
ございます。

点から、どうしてもそちらへの関心が薄かったか
と思ひますが、今日おきましてはそういうこと
じゃいけないわけで、やはりそういうものを日本
の中で育てていくとした場合に、従来のような企
業中心の組織的な研究というよりは、非常に基礎
レベルの各研究者の個性を生かしました独創性に
求めていく、そういうような感じがいたしておる
わけでございます。日本の従来の技術水準を考
えますと、独創性のある研究者が決して少ないとい
うことではないと思ひますので、そういう研究者
を生かしていくような研究枠組みを考へる必要が
あるのではないかと、こういうのが私どもの発想の
原点でございます。

○与謝野委員 従来も研究開発予算というのは実
は相当使っているわけでございますが、何せ単年
度会計主義でございますし、それから、金を使
たら必ず結果を得る、成果を得るという考え方が
深くありまして、なかなか研究者としてはつらい
立場であつたと思ひます。私は、今回の
の制度をせっかく発足させたわけでございますか
ら――研究開発投資というのはいわばできるか
きないかの境目のものにお金をつぎ込むわけで
から、半分ぐらいはどぶに金を捨てるといふ面も
ありますし、結果については千に三つぐらしか
うまいくはないこともあるわけでございます。そ
こで、特に科学技術庁にお願いしたいのは、そ
ういう意味で、とにかく早く結果を出さうといふ
のではなくて、やはり研究者の自由な創造力ある
いは研究グループの研究の方向性、そういうものを
十分に尊重し、なおかつ、一年以内に結果を得
るとにかくまた来年度の予算につないでいくとい
うような単年度会計主義の落とし穴に落ちないよ
うな、そういうような運用を私はしていただきたい
と思ひます。その辺はどういうふうにお考
えてでしょうか。

○宮本(二)政府委員 本制度は、御案内のとおり、
個人の研究者を中心としたシステムでござ
います。いわば企業とか研究所とか組織力で研
究をやるといふいわば組み合わせの技術、システ
ムプロジェクトと申しますか、そういうものを対
象に考へているわけではございませんわけござ
います。そういう意味で、やはり大学の長い間の
基礎的な研究を土台にいたしまして、それを実用
化に向かつて橋渡しをする、そういう基礎的なレ
ベルの研究を念頭に置いております。

○宮本(二)政府委員 研究を実施いたします場合
に、研究の評価というはきわめて大切ではない
かと思つております。私どももいたしましては、
今度の新技術開発事業団の中の組織といたしま
して開発審議会というのが現にございます。今度法
律改正を御了承いただきました場合にはこれを改
組いたしたいと考へておりますが、それを中心に
いたしまして、研究の開始、研究の実施の途中の
段階、それから研究終了の各段階、この三段階に
おきまして研究の評価をやらせたい、このように

○宮本(一)政府委員 研究を実施いたします場合
に、研究の評価というはきわめて大切ではない
かと思つております。私どももいたしましては、
今度の新技術開発事業団の中の組織といたしま
して開発審議会というのが現にございます。今度法
律改正を御了承いただきました場合にはこれを改
組いたしたいと考へておりますが、それを中心に
いたしまして、研究の開始、研究の実施の途中の
段階、それから研究終了の各段階、この三段階に
おきまして研究の評価をやらせたい、このように

○宮本(一)政府委員 研究を実施いたします場合
に、研究の評価というはきわめて大切ではない
かと思つております。私どももいたしましては、
今度の新技術開発事業団の中の組織といたしま
して開発審議会というのが現にございます。今度法
律改正を御了承いただきました場合にはこれを改
組いたしたいと考へておりますが、それを中心に
いたしまして、研究の開始、研究の実施の途中の
段階、それから研究終了の各段階、この三段階に
おきまして研究の評価をやらせたい、このように

考へております。
すなわち、研究の開始の段階におきまして、ま
ずプロジェクトリーダーに、総括責任者に具体的
な研究計画を作成させます。そういう内容のチェ
ックをまずこの場でやらせたいと思つておりま
す。それから第二番目に、研究の実施の段階で
ございますが、研究の進捗状況の把握と研究に対
する指導助言、これを大体年に一回ないし二回、物
によりませんが、そういうふうな逐次追跡させ
る。それから研究の終了段階におきまして、研究
により得られました成果、この内容の検討と、プ
ロジェクトリーダー、それからそのリーダーに
従いましたそれぞれのグループの研究者のリー
ダーがおりますが、そういうものの業績の評価、こ
ういふものはつきりさせたいと思つております。

○宮本(二)政府委員 先生の御質問の点が、われ
われ一番検討いたしました問題点でございます。
われわれが有望なシーズとなるであろうといふ分
野を考へます場合に、そういう分野と申しますの
は、まず大学等におきまして非常に純粋学理的な
理論研究が行われておきまして、これがあつた
のところまで発酵いたしました実業化への一つの
橋渡しの可能性が生じてくる、そういう段階でこ
の研究システムは問題をとらえようとしておるわ

○宮本(二)政府委員 先生の御質問の点が、われ
われ一番検討いたしました問題点でございます。
われわれが有望なシーズとなるであろうといふ分
野を考へます場合に、そういう分野と申しますの
は、まず大学等におきまして非常に純粋学理的な
理論研究が行われておきまして、これがあつた
のところまで発酵いたしました実業化への一つの
橋渡しの可能性が生じてくる、そういう段階でこ
の研究システムは問題をとらえようとしておるわ

でございますので、今度の研究の枠組みの中で中心的な研究者になる人たちは、元来その研究テーマにつきまして、すでに関連する研究等に従来よりかかわってきた人たちがかなりの数おるわけでございます。そういう人たちは、元来非常に強い研究意欲を当該研究テーマについては持つておる。そういう人たちが帰属いたします場所はみんな違うわけでございますが、こういう人たちが個々に研究に参加できるような制度的な道を開いてやる必要があるだろう、そういう制度的な道を開ければ、そういう人たちはその強い研究意欲に基づきまして当然集まってお互いに研究の共同体制がとれるのではあるまいか、このように考えた次第でございます。

それで、そういうような制度的な道をどういふぐあいに開くか、こういうことでございますが、まず第一番目には、当該研究テーマに関しまして優秀な研究者、相当の研究論文を出し、評価されておる方を総括責任者にするということが一番大切だと思えます。そういったしますと、個々の研究者がそれぞれ意欲を持つて集まってくる体制がございます。

それから第二点に、各帰属意識が日本人はどうしても強うございますので、一定期間研究が進みました後、本来所属しております機関に復帰するということを前提として参加していただくような形にする、これが大切なことではないかと思っております。

したがって、研究の内容、研究スケジュール、こういう点から見まして、可能な範囲内で参加研究者の身分や事情を考慮した雇用契約にしたい、短期、長期、それから常勤、非常勤等、それぞれの所屬しております機関との相談を通じて、そういう柔軟な契約にしたいと思っております。

それから、研究の実施場所でございますが、これが適当でありますれば、可能な限り研究者の所属機関の場を活用していきたい。全部が全部可能とは思いませんが、それぞれの研究グループの

リーダーのおられるような場所を、可能であれば活用していきたいと思っております。

それから、研究の成果で工業所有権等ができません場合には、その取り扱いにつきまして、当該研究者個人とそれから今度のこの事業団との共有というか、このように認めたいと思っております。そういったしますと、その研究者の所屬しております機関等は当該研究者からその工業所有権の持ち分を承継できる、こういうようなことであれば、優秀な研究者を機関としても出すことについての意欲を当然持つであろう、こういうぐあいに考えまして、こういう点につきましていろいろと配慮したつもりでございます。

そういうことで個々の研究者が十分参加できるものではないか、このように考えておる次第でございます。

○与謝野委員　そこで、有望なシーズが幾つかあるというときに、限られた予算の範囲内でのいう手順、どういう制度によってその研究テーマを選ぶか、あるいは研究者も集めなければいけないわけですが、研究者の選択、だれに任せるとかという話は、どういふふうにお決めになるおつもりですか。

○宮本(二)政府委員　先ほど来の先生の御質問でございますが、どういう研究テーマを選ぶか、それからその総括責任者としてだれを持つてくるか、これがこの制度の一つの大きなポイントであるうかと思っております。

そういう意味で、どういう研究テーマがいいか、しかも当該研究テーマについて、どういう研究者がどういうような論文を発表して、どういう優秀な研究者がおるか、こういう広い情報機能が、一番重要ではないかと思っておりますが、こういう情報機能を持つております法人といえますと、ただいま法案を出しております新技術開発事業団、これが従来の職掌柄、実はそういう情報機能を一番持つておるわけでございます。したがって、この事業団にやらせることを考えた点がその点でございますが、具体的に申し上げますと、事業団

といたしましたのは、こういう主として研究者の中ですぐれた見識を持つておられる方々、大ぜいおられますが、こういう方々からヒアリングとかアンケート調査で広範な調査をまずいたしたいと思っております。そういう中で情報を集めまして、これを先ほど申し上げました開発審議会にお諮りいたしましたので、まず有望と考えられる研究対象分野、これは大学で相当の基礎研究が行われておりまして、相当これが発酵しておると申しますか、実用化に近づけられるような状況にある、こういうような研究対象分野をまず選定いたします。それで次に、その対象分野につきまして具体的な研究プロジェクト及びそのプロジェクトのテーマを、それからさらにそのテーマにつきましての総括責任者の候補者を広く求めたいと思っております。それを、開発審議会の意見を聞きましてさらにしぼってまいります。もちろんその過程でいろいろやはり所属機関との関係などが具体的な問題として出ようかと思っておりますが、そういう問題もこの段階で全部詰めてまいりたいと思っております。

そうやって一応その二つだけが決まると、今度、選定されたプロジェクトリーダーに、プロジェクトを構成いたしますさらに具体的な研究課題、サブテーマでございますが、こういったもの、それからグループのリーダーになります研究者、こういう人たちはプロジェクトリーダーにまず選定を任せる。その上で、プロジェクトリーダーの意見を尊重してこの候補者を定めていく。大体そういうような手順を現在考えておる次第でございます。

○与謝野委員　こういう研究をやりながら、実際は最後には実用技術につなげていかなければいけないわけですが、そういう実用技術につなげる橋というのはい体どういふふうにお考えでしょうか。

○宮本(二)政府委員　先ほど来御説明申し上げましたように、本制度の成果として大体どういふものが考えられるだろうかと思つと、これの成

功いたしました場合を考えますと、出てきますものはたとえばきわめて原理的な基本特許というようなものではないかと思っております。実用化への技術的な見通しは得られなかったものの、直ちに実用化に直結可能である、こういうようなものというのには案外少ないのではないかと、このように考えております。

したがって、本制度によりました成果は、実用化に向けてさらに関係企業の研究が当然必要でございますし、そのほか国の研究機関の研究というもののせいでいく必要があるう。いわば応用研究とか開発研究とか、今度は組織的な対応のものとでの研究が必要な場面に入ってくるのではないかと、このように考えておるわけでございます。したがって、事業団といたしましては、成果が出ました時点でさらにその成果をどのように実用化に向けて普及させるか、発展させていくか、そういう観点で、たとえば通産省を初めといたしまして国の助成制度、国の研究機関、いろいろございます、こういうところをこれのせて実用化に結びつけていく仕事、今度事業団として、一つあつせんと申しますかバックアップ体制と申しますか、こういう仕事が必要であらうか、このように考えております。

○与謝野委員　それでは、最後に大臣にお伺したいわけですが、この流動研究システムという研究システムは、従来日本の科学技術界にない非常に斬新な、将来非常に有望な研究システムだと思いますし、科学技術庁あるいは中川大臣のヒット商品になるのではないかと私は思っております。ただ、こういう研究をやっていくためには、まず芽が出なければ幾ら肥やしをやっても育たないわけですが、その基礎研究分野、特に大学における基礎研究あるいは芽を出すまでの基礎研究というものが大変大事だと思つておりますが、基礎研究の方も充実強化をしなければならぬと思つております。その点について最後に大臣のお考えをお伺いしまして、質問を終わりたいと思つております。

○中川国務大臣　御指摘のように、芽を出すため

にはまたその底にもつと基礎的な研究分野というものがあって初めて出るわけでございますので、一朝一夕にしてできるものではありませんけれども、やはり基礎的な研究についても根を深く、幅広く、大学等々の研究も拡充強化をしていく、そして底の広い分野から芽を出させていくという態度が必要だと思っております。また、この芽もじっくり育てられるように実用段階へのつなぎ、こういう点も御指摘ございましたが、一体として役立つように、基礎から実態まで全体バランスのとれたように努力をしてみたいと思います。

○与謝野委員 どうもありがとうございます。
○中村委員長 次回は、来る四月七日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時十七分散会

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十条」を「第三十条の二」に改める。

第一条中「行ない、及びその」を「行うほか、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究を行い、並びにこれらの開発及び基礎的研究の」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。

第十一条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第四十五条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。
第二十三条第一項中「聞かなければならない」

を「聴かなければならない」に改め、同項に次の二号を加える。

四 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するとき。

五 第三十条の二第二項に規定する総括責任者を指定するとき。

第二十三条第二項中「開発」の下に「及び新技術の創製に資すると認められる基礎的研究」を加える。

第二十四条第一項中「十人」を「十五人」に改める。

第二十八条中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、「開発」の下に「及び基礎的研究」を加え、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 新技術の創製に資することとなる初期段階の技術に関する知見を探索することを内容とする基礎的研究(以下単に「基礎的研究」という。)を行うこと。

第四章中第三十条の次に次の一条を加える。
(基礎的研究の実施)

第三十条の二 事業団は、基礎的研究を行うときは、その対象となる主題を定め、当該主題ごとに、その実施に必要な期間を設定するとともに必要な研究者を雇用して、これらの研究者に当該基礎的研究を実施させなければならない。

2 事業団は、前項の規定により研究者を雇用する場合には、当該基礎的研究を指揮することとなる総括責任者をあらかじめ指定するものとし、当該基礎的研究に従事する他の研究者の雇用に関しては、当該総括責任者の意見を尊重するものとする。

3 事業団は、基礎的研究を行うための施設を特に取得することのないよう配慮しなければならない。

第四十七条及び第四十八条中「三万円」を「十万円」に改める。
第四十九条中「三万円」を「十万円」に改め、

同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。
第五十条中「二万円」を「五万円」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

新技術の開発を一層積極的に促進するため、新技術開発事業団の業務として新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する業務を追加することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第十三号

科学技术委员会議録第六号

昭和五十六年三月二十六日

昭和五十六年三月三十日印刷

昭和五十六年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W